

関西電力株式会社
美浜発電所
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 美浜発電所の設備及び運転概要	2
3. 保安検査内容	3
4. 保安検査結果	3
(1)総合評価	3
(2)検査結果	4
(3)違反事項	10
5. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成29年12月 4日(月)

至 平成29年12月15日(金)

(2) 保安検査実施者

美浜原子力規制事務所

館内 政昭

川端 恒大

小野 達也

渋谷 徹

堀江 良徳

2. 美浜発電所の設備及び運転概要

(1) 1、2号機

号機	出力 (万kW)	運転開始年月等	廃止措置の状況
1号機	34.0	運転開始： 昭和45年11月 運転終了： 平成29年4月 (運転停止： 平成22年11月)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) 核燃料物質の貯蔵 ① 新燃料貯蔵設備 ・新燃料 28体 ② 使用済燃料貯蔵設備 ・新燃料 32体 ・使用済燃料 231体
2号機	50.0	運転開始： 昭和47年7月 運転終了： 平成29年4月 (運転停止： 平成23年12月)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) 核燃料物質の貯蔵 ① 新燃料貯蔵設備 ・新燃料 48体 ② 使用済燃料貯蔵設備 ・使用済燃料 510体

(2) 3号機

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から現在までの運転状況
3号機	82.6	昭和51年12月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年5月14日～) 施設定期検査期間 (平成23年5月14日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会い等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

(1)－1 美浜発電所共通事項

- ① 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況
- ② 監視機器及び測定機器の管理状況
- ③ 放射線管理に係る区域管理の実施状況

(1)－2 美浜発電所1、2号機(廃止措置中)

○放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況

(1)－3 美浜発電所3号機

○調達製品の保存及び管理状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、美浜発電所共通事項として「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」「監視機器及び測定機器の管理状況」及び「放射線管理に係る区域管理の実施状況」、1、2号機(廃止措置中)として「放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況」、3号機として「調達製品の保存及び管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」については、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置、要員に対する訓練及び必要な資機材の配備等が「美浜発電所(1・2号機)電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」等に基づき、適切に実施されていることを1、2号機の原子炉補助建屋等の現場により確認するとともに「美浜1,2号機使用済燃料ピットへのスプレイヘッドを用いた給水方法の成立性の確認結果の報告について」等の記録により確認した。

「監視機器及び測定機器の管理状況」については、使用済燃料ピット水位計及び水温

計等の監視機器及び測定機器が「美浜発電所 保守業務所則指針」に基づき、適切に校正されていることを「校正証明書」等の記録により確認した。また、計量器が同指針に基づき、有効期限表示ラベルの貼付け等により、適切に保管及び管理されていることを計量器保管庫の現場により確認した。

「放射線管理に係る区域管理の実施状況」については、1、2号機の系統除染工事に伴う管理区域内における特別措置及び3号機の安全性向上対策工事に伴う管理区域の解除等が「美浜発電所 放射線管理業務所則」に基づき、適切に標識及び区画等の措置が講じられていることを2号機原子炉格納容器常用エアロック等の現場により確認するとともに「放射線作業計画書(2号機系統除染工事(第7分冊))」「一時的な管理区域 解除 指定票」等の記録により確認した。

「放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況」については、1、2号機の廃止措置に伴う放射性廃棄物が「美浜発電所 放射線管理業務所則」等に基づき、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを確認した上で、適切に保管されていることを第1、第3及び第4固体廃棄物貯蔵庫の現場により確認するとともに「固体廃棄物発生運搬記録」等の記録により確認した。

「調達製品の保存及び管理状況(抜き打ち検査)」については、貯蔵品に係る識別、包装及び保護等が「原子力部門における調達管理要綱」に基づき、実施され、適切に保存及び管理されていることを貯蔵品庫の現場により確認するとともに「貯蔵品保存チェックリスト」等の記録により確認した。また、発電所が所管している調達製品のうち予備品については「美浜発電所 保守業務所則」に基づき、適切に保存及び管理されていることを「予備品管理表」等の記録により確認した。

保安検査実施期間中の日々の廃止措置及び運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機Aディーゼル発電機負荷試験)への立会い等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

1) - 1 美浜発電所共通事項

① 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況

電源機能等喪失時の体制の整備については、1、2号機の廃止措置認可、3号機の安全性向上対策工事に伴い、資機材の移動、教育訓練に関する変更等があったことから、社内標準類に基づき、資機材が適切に管理され、教育訓練が適切に実施されてい

ることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、電源機能等喪失時の体制の整備については、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置、要員に対する訓練、資機材の配備に係る計画等として、廃止措置中の1、2号機については「美浜発電所(1・2号機)電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」(以下「1・2号機SBO所達」という。)、3号機については「美浜発電所電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」(以下「3号機SBO所達」という。)が定められ、適切に改正されていることを「第855回美浜発電所原子力安全運営委員会議事録」等の記録により確認した。

「1・2号機SBO所達」のうち、要員に対する訓練に新たに追加された使用済燃料ピットへのスプレイに係る手順については、作成に際し、原子燃料課長が事前に実効性を評価していることを「美浜1,2号機使用済燃料ピットへのスプレイヘッドを用いた給水方法の成立性の確認結果の報告について」等の記録により確認した。また、その評価した記録について詳細に確認した結果、建屋内からの使用済燃料ピットへの給水流量値、建屋外からの使用済燃料ピットへの飛距離等の妥当性について「建屋外からの使用済燃料ピットへの給水」の資料等の記録により確認した。

電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置及び要員に対する訓練等については、所長室長及び原子燃料課長が「1・2号機SBO所達」及び「3号機SBO所達」に定められた手順に従い、適切に実施していることを「訓練報告書」等の記録により確認した。

資機材の管理状況については、所長室長及び原子燃料課長等が「1・2号機SBO所達」及び「3号機SBO所達」に基づき、適切に管理していることを1、2号機及び3号機の原子炉補助建屋等の現場により確認するとともに「使用済燃料ピットへの給水確保に必要な資機材点検表(現地機器)」等の記録により確認した。また、安全性向上対策工事に伴い一時的に保管場所を変更した資機材については、安全・防災室長が「1・2号機SBO所達」及び「3号機SBO所達」に基づき、適切に管理していることを「SBO資機材保管場所変更管理表」の記録により確認した。

定期的な評価については、各課(室)長が「3号機SBO所達」に基づき、年1回、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置等について評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じていることを「SBO対応活動の評価結果について」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

②監視機器及び測定機器の管理状況

プラント等の監視、試験・検査等に使用されている監視機器及び測定機器等については、平成26年第2回保安検査による確認から約3年経過しており、定期的に確認する観点から、監視機器及び測定機器等が、適切に管理されていることを確認することとし、

検査を実施した。なお、具体的には、保安規定第3条及び第139条の監視機器および測定器の管理(7.6)に係る品質保証活動が適切に行われていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、監視機器及び測定機器の管理状況については、1、2号機の廃止措置に伴い、必要な監視機器及び測定機器が「美浜発電所 保守業務所則指針」(以下「保守業務所則指針」という。)の別紙8-(2)に「監視機器、測定機器および計量器の運用管理マニュアル(廃止措置段階)」として追加されていることを確認した。

監視機器及び測定機器の校正等については、2号機及び3号機の使用済燃料ピット水位計及び水温計並びに計器用空気ヘッド圧力計を確認した結果、計装保守課長が「保守業務所則指針」に基づき、保全指針で定められた周期、点検項目、点検方法・内容等により適切に校正していることを「関西電力(株)美浜発電所 第2号機 1次系制御弁他点検工事のうち1次系制御装置点検工事 総括報告書」「保全指針承認票」等の記録により確認した。また、校正に使用したダイヤル可変抵抗器等の計量器については、計装保守課長が、同指針に基づき、国家標準等までトレースを確認していることを「校正証明書」等の記録により確認した。1号機及び3号機のディーゼル発電機電圧計及び周波数計については、電気保守課長が「保守業務所則指針」に基づき、適切に校正していることを「指示計器点検記録」等の記録により確認した。Ge 多重波高分析装置については、放射線管理課長が「美浜発電所 放射線管理業務所則」(以下「放射線管理業務所則」という。)に基づき、1年毎に適切に校正していることを「1, 2号機 Ge 波高分析システムGe-1 点検前効率・外観確認チェックシート」等の記録により確認した。

計量器の保管については、計装保守課長が「保守業務所則指針」に基づき、計量器への有効期限表示ラベルの貼付け、劣化、損傷等からの保護等を行い、適切に保管及び管理していることを計量器保管庫の現場立会により確認した。

校正はずれがあったポータブル圧力校正器等については、当該校正器等により過去に測定した結果について、計装保守課長等が、妥当性等を評価し適切に措置していることを「測定機器不良通知書兼評価シート」等の記録により確認した。

2号機の系統除染工事において、コンピュータソフトウェアを使用しているアキュムレータの圧力計の警報設定値を変更するのに伴い、計装保守課長が「原子力発電所保守業務要綱指針」に基づき、使用するのに先立ち、適切に検証等を実施していることを「ソフトウェア等変更承認票」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③放射線管理に係る区域管理の実施状況

1、2号機の廃止措置については、系統除染工事において、管理区域内における特別措置を実施し、3号機については、安全性向上対策工事に伴い、管理区域等が変更されることから、放射線管理のうち区域管理が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、作業及び点検以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合には、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき原子炉主任技術者の確認及び所長の承認を得て、適切に管理区域の設定及び解除を実施していることを3号機の安全性向上対策工事に伴い一時的に管理区域が解除された燃料取替用水タンクエリアの現場立会により確認するとともに「一時的な管理区域 解除 指定票」等の記録により確認した。

管理区域内の区域区分の変更については、1号機の系統除染工事により発生した高線量ドラム缶の運搬に伴い、機器ハッチエリア等の線量当量率が一時的に上昇するため、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、管理区域内の区域区分を変更し、運搬後、適切に区域区分を元に戻していることを「管理区域内区分変更指定票」等の記録により確認した。

管理区域における特別措置については、1、2号機の系統除染工事に伴う作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置について、機械工事グループ課長が「放射線管理業務所則」に基づき、放射線防護上の措置を立案し放射線管理課長の承認を得ていることを「放射線作業計画書(1号機系統除染工事(第7分冊))」等の記録により確認した。また、2号機の放射線作業計画書に基づき、高線量区域等¹に標識及び区画等の措置が講じられていることを2号機原子炉格納容器常用エアロックの現場により確認した。

管理区域への出入管理については、放射線業務従事者及び一時立入者が管理区域に立入る場合、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、適切に管理していることを「放射線業務従事者指定登録兼管理区域立入申込書」等の記録により確認した。

管理区域出入者の遵守事項については、管理区域に立入る場合、個人線量計及び保護衣の着用並びに出入管理室等への遵守事項の掲示等が「放射線管理業務所則」に定められ、放射線管理課長が管理区域に立入る者に遵守させるための措置を講じていることを第2固体廃棄物処理建屋の出入り管理室等の現場立会により確認した。

保全区域については、安全・防災室長が「安全管理業務要綱」に基づき、保全区域を標識等により区別し、核物質防護設備により保全区域への立入制限等の措置を講じ、適切に管理していることを3号機タービン建屋入口等の現場により確認するとともに「平成29年度 保全区域標識の点検結果について」等の記録により確認した。

周辺監視区域については、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、周辺監視区域の境界に柵又は標識を設置し、適切に管理していることを「周辺監視区域標識・柵点検記録表」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

¹ 高線量区域等：保安規定第174条第1項(1)及び(2)の定める基準を超える又は超える恐れがある区域

1)－2 美浜発電所1、2号機(廃止措置中)

○放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況

1号機及び2号機に係る放射性廃棄物については、長期に渡る保管が継続することを考慮した安全管理が行われ、また、廃棄物を封入したドラム缶の錆、穿孔等に対して適切に巡視が行われていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況については、1号機の系統除染に伴う濃縮廃液については、発電室長が「放射線管理業務所則」に基づき、濃縮廃液を固化装置により固化材(アスファルト)とともにドラム缶に固型化し、放射線管理課長がドラム缶を適切に保管していることを、第4固体廃棄物貯蔵庫の現場立会により確認するとともに「固体廃棄物発生運搬記録」等の記録により確認した。

1号機の系統除染で発生した廃樹脂については、発電室長が機械工事グループ課長の依頼により、業務決定文書「美浜1号機 系統除染時の実施体制および運転要領について(機工-109)」に基づき、系統除染装置から廃樹脂貯蔵タンクへ移送し、貯蔵していることを「美浜発電所1・2号機 廃棄物処理建屋(1次系)運転日誌③」「美浜発電所 廃樹脂発生・移送・処理記録(月単位集計)(8月分)」等の記録より確認した。また、系統除染中の2号機で発生した廃樹脂については、発電室長が業務決定文書「美浜発電所2号機 廃止措置段階での系統除染工事における放射線管理について」に従って、No6及びNo8の廃樹脂貯蔵タンクに保管していることを「美浜発電所1・2号機 廃棄物処理建屋(1次系)運転日誌③」等の記録より確認した。

1、2号機の廃止措置において発生したドラム缶については、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを確認した上で、保管していることを「放射性固体廃棄物発生データ入力原票」等の記録より確認した。また、廃止措置で発生したドラム缶の識別については、放射線管理課長が同所則に基づき、ドラム缶ID等により区分していることを「固体廃棄物発生運搬記録」の記録より確認した。

固体廃棄物貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況については、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、1週間に1回の頻度で点検を行い、毎月、保管量を確認していることを「廃棄物庫点検記録表」及び「美浜発電所 放射性廃棄物管理月報」の記録より確認し、第1、第3及び第4固体廃棄物貯蔵庫の現場立会により、放射性固体廃棄物が適切に保管されていることを確認した。

管理区域外への放射性固体廃棄物の運搬については、放射線管理課長が「放射線管理業務所則」に基づき、保安規定第165条で定められた法令に適合する容器への封入、容器等に法令で定める標識をつけていること、容器等の線量当量率及び表面汚染密度が基準以下であること等を確認していることを「固体廃棄物の事業所内運搬チェックシート」「固体廃棄物運搬用トラックサーベイ記録」等の記録より確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

1)－3 美浜発電所3号機

○調達製品の保存及び管理状況(抜き打ち検査)

3号機の調達製品については、製品の検証後、受入れから据付け(使用)までの間、要求事項への適合を維持するため、適切に保存及び管理されていることを確認することとし検査を実施した。なお、具体的には、保安規定第3条の調達製品(7. 5. 5)に係る品質保証活動が適切に行われていることを確認することとし検査を実施した。

検査の結果、調達製品の保存及び管理状況については、貯蔵品に係る新規登録すべき品目が発生した場合、美浜発電所の工事担当箇所が「原子力部門における調達管理要綱」(以下「調達管理要綱」という。)に基づき、貯蔵品の新規登録等のため「貯蔵品品目登録、内容変更、廃止処理票兼検討書」を発行し、調達本部貯蔵品管理箇所へ登録依頼し、同管理箇所が保有数、保管場所等を踏まえ必要性等を確認の上、登録していることを「貯蔵品品目登録、内容変更、廃止処理票兼検討書(美浜発電所計装保修課発行)」等の記録により確認した。

登録された貯蔵品の保存及び管理については、美浜発電所所長室経理係が「調達管理要綱」に基づき、発電所構内の貯蔵品倉庫の鍵管理を行い、調達本部貯蔵品管理箇所のチーフマネジャー等が同要綱に基づき、保存責任者となり、貯蔵品の識別、包装、保管及び保護等を適切に実施していることを協力会社A棟貯蔵品庫の現場立会により確認するとともに「貯蔵品保存チェックリスト」等の記録により確認した。

貯蔵品の出納については、貯蔵品の受入の際、貯蔵品管理箇所が「調達管理要綱」に基づき、工事担当箇所の受入検査実施後、異常がないことを確認し、貯蔵品を保存していることを「貯蔵品受入・払出検査依頼書兼検査チェックシート」「納品書」等の記録により確認した。貯蔵品の払出の際、貯蔵品管理箇所が「調達管理要綱」に基づき、工事担当箇所の払出検査実施後、異常がないことを確認し、貯蔵品を払出していることを「貯蔵品受入・払出検査依頼書兼検査チェックシート」等の記録により確認した。

貯蔵品の過不足の早期発見及び品質の確認については、毎年1月に定期的なたな卸を実施しており、貯蔵品管理箇所が「調達管理要綱」に基づき、定期的なたな卸計画書を作成し、貯蔵品の数量及び保存状況を確認していることを「平成28年度 美浜発電所貯蔵品定期的なたな卸の実施計画について」「平成28年度 貯蔵品定期的なたな卸の実施結果について」等の記録により確認した。また、定期的なたな卸の結果、品質の低下、破損、廃却(使用見込みがなし)等が判明した場合、調達本部原子力設備調達グループが同要綱に基づき、直ちに原因等を究明し、当該調達品の処理をしていることを「平成28年度 貯蔵品定期的なたな卸に伴う格下げ・廃却処理について」「貯蔵品格下げ処理伺兼依頼書」等の記録により確認した。

発電所が所管している調達製品のうち予備品の保存については、各課長が「美浜発電所保修業務所則」に基づき、保存及び管理していることを「予備品棚卸総括表(電気)」「予備品管理表」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

2)追加検査結果

なし

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程(1/2)

月 日	号 機	12月4日(月)	12月5日(火)	12月6日(水)	12月7日(木)	12月8日(金)	12月9日(土)	12月10日(日)
午前	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○放射線管理に係る区域管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◇調達製品の保存及び管理状況【3号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●定例試験の立会い(3号機Aディーゼル発電機負荷試験) ◎放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○監視機器および測定機器の管理状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況【共通】 		<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視
午後	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○放射線管理に係る区域管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ○放射線管理に係る区域管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●原子炉施設の巡視(3号機タービン建屋) ◎放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ○監視機器および測定機器の管理状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ●原子力発電安全運営委員会立会い ○電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況【共通】 		
勤務時間外	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(2/2)

月 日	号 機	12月11日(月)	12月12日(火)	12月13日(水)	12月14日(木)	12月15日(金)
午前	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 放射線管理に係る区域管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ◇ 調達製品の保存及び管理状況【3号】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 監視機器および測定機器の管理状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 中央制御室の巡視 ○ 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 中央制御室の巡視 ● 原子炉施設の巡視(3号機 原子炉格納容器) ● 原子炉施設の巡視(2号機 原子炉補助建屋)
午後	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取・記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◎ 放射性廃棄物の安全管理に係る実施状況【1,2号】 ○ 放射線管理に係る区域管理の実施状況【共通】 ○ 監視機器および測定機器の管理状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取・記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◇ 調達製品の保存及び管理状況【3号】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取・記録確認 ● 中央制御室の巡視 ○ 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取・記録確認 ○ 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取・記録確認
勤務時間外	(1,2,3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等